

十三号) 附則第五十条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第八項」と、同令附則第四項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十九号) 附則第三十三条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、「法附則第三項から第七項まで」とあるのは「障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第三項から第七項まで」と、同令附則第六項中「前三項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第三十三条の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第七項中「法附則第十三項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十条の規定によりなおその効力を有することとされた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律附則第十三項」と、「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第三十三条の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

第四條 施行日前に行われた障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 附則第四項の規定による国の貸付けについては、第五條の規定の効力を有する。この場合において、同令附則第二項中「法附則第五項」とあるのは「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第五項」と、同令附則第三項中「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令(平成十八年政令第三十九号) 附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」と、「法附則第四項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法附則第四項」と、同令附則第五項中「前三項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前三項」と、同令附則第六項中「法附則第八項」とあるのは「障害者自立支援法附則第六十條の規定によりなおその効力を有することとされた知的障害者福祉法附則第八項」と、「前項」とあるのは「障害者自立支援法施行令等の一部を改正する政令附則第四條の規定によりなおその効力を有することとされた前項」とする。

第五條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六條の規定による改正後の地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号中「行う施設」とあるのは「行う施設、同法附則第四十一條第一項、第四十八條若しくは第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第二十九條に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一條に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十條の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同法第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

(地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置)  
 第六條 地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置  
 第六條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第六條の規定による改正後の地方自治法施行令第六十七條の二第一項第三号中「行う施設」とあるのは「行う施設、同法附則第四十一條第一項、第四十八條若しくは第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第二十九條に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一條に規定する身体障害者授産施設、障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号) 第五十條の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同法第五項に規定する精神障害者福祉工場、障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号) 第二十一條の六に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第二十一條の七に規定する知的障害者授産施設」とする。

総務大臣 竹中 平藏  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十八年九月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三十二号

障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 公職選挙法施行令の一部改正

第五十條第一項中「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五十條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を「身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五十二條第二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム)のうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設」と改め、同法附則第四項中「身体障害者更生支援施設若しくは」を「身体障害者支援施設の長」に、「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者支援施設」と改め、同法附則第五項及び第六項中「身体障害者更生支援施設若しくは」を「身体障害者支援施設の長」に改める。

第五十一條第二項及び第五十三條第二項中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

第五十五條第二項及び第四項第二号中「指定する身体障害者更生支援施設若しくは」を「指定する身体障害者支援施設に入所している者、都道府県の選挙管理委員会が指定するに、身体障害者更生支援施設若しくは」を、「身体障害者支援施設の長」に改め、同法第六項及び第七項中「身体障害者更生支援施設若しくは」を「身体障害者支援施設の長」に改める。

第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五十條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を「身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五十二條第二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム)のうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設」と改める。

第二條 この政令の施行の日(以下「施行日」という)から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第五十條の規定による改正後の公職選挙法施行令第五十條第一項及び第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中「身体障害者を入所させる施設」とあるのは「身体障害者を入所させる施設並びに障害者自立支援法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設」とする。

(地方税法施行令及び租税特別措置法施行令の一部改正)  
 第三條 次に掲げる政令の規定中「第九條第四項」を「第九條第五項」に改める。  
 一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号) 第七條第一号、第七條の十五の十一第一号及び第五十六條の十七第一号  
 二 租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号) 第四十條の十九第五項第一号  
 (建築基準法施行令の一部改正)  
 第四條 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)の一部を次のように改正する。  
 第十九條第一項中「身体障害者更生支援施設(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く)、精神障害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視覚障害者情報提供施設を除く)」に改め、「知的障害者授産施設」を削り、「又は母子保健施設」を、「母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る)の用に供する施設」に改める。

第六十五條の十三第一項の表第五十條第一項の項中「身体障害者更生支援施設(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第五十條第一項に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム及び身体障害者授産施設)を「身体障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号) 第五十二條第二項に規定する障害者支援施設及び同条第二十二項に規定する福祉ホーム)のうち、専ら身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号) 第四條に規定する身体障害者を入所させる施設」と改める。

（建築基準法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五号 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の建築基準法施行令第十九条第一項中「福祉ホーム又は」とあるのは「福祉ホーム」と、「供する施設」とあるのは「供する施設又は障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十一条第一項、第四十二条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができると」とされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

第六号 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の第二項に規定する精神障害者授産施設、同法第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条に規定する障害者支援施設、同法第二十一条に規定する地域活動支援センター、同法第一項に規定する障害者福祉サービス事業（同法第六項に規定する生活介護、同法第十四項に規定する就労移行支援又は同法第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設」と改める。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七号 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第三号中「行う施設」とあるのは「行う施設、同法附則第四十一条第一項、第四十二条若しくは第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができると」とされた同法附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第四十八条に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五十八条第一項に規定する知的障害者援護施設」とする。

（国有財産特別措置法施行令の一部改正）

第八条 国有財産特別措置法施行令（昭和二十七年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二条第二項第七号の」を「第二条第二項第六号の」に改め、同項第一号中「次条第八項第一号」を「次条第七項第一号」に、「第二条第二項第七号」を「第二条第二項第六号」に改め、同項第二号中「次条第八項第二号」を「次条第七項第二号」に改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）の規定による介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費又は特別訓練等給付費の支給に係る者に対する障害福祉サービス（同法第五十六条第六項に規定する生活介護、同法第十三項に規定する自立訓練、同法第十四項に規定する就労移行支援又は同法第十五項に規定する就労継続支援に限る。）の用

（関税法施行令の一部改正）

第九条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

四 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百二十五号）第一条第五項第二号

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号を削り、同項第四号中「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十条」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条」に改め、同項第五号を第五号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。



3 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者福祉ホーム、障害者自立支援法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉ホーム及び障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第二十七号）に規定する知的障害者福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係るものに限る。）は、障害者自立支援法に規定する福祉ホームであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

4 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法附則第四十六條の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者地域生活支援センター及び障害者自立支援法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法に規定する知的障害者デザイナービセンター）であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。）は、障害者自立支援法に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

5 この政令の施行の際現に社会福祉施設職員等退職手当共済法第四條第一項の規定により成立している退職手当共済契約（障害者自立支援法第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業（同法附則第八條第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）のうち障害者デザイナーサービスを行う事業に係るものに限る。）は、障害者自立支援法第七十九條第二項の規定による届出がなされた障害福祉サービス事業のうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援を行う事業又は同法に規定する地域活動支援センターであつて、厚生労働大臣が定める基準に適合するものに係る退職手当共済契約とみなす。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十二條 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第四号中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同条第六号中「身体障害者更生保護施設（身体障害者福祉ホーム及び）を「身体障害者社会参加支援施設（一）に改め、同条第七号を次のように改める。

七 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十三條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで（同条第一項の規定による改正後の豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（一）障害者支援施設又は「一」とあるのは「障害者支援施設」と、「二」を行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一條第一項若しくは第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生保護施設若しくは同法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一條の八に規定する知的障害者通動寮を除く。」とする。

（母子保健法施行令の一部改正）

第二十四條 母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「第二十一條の九の四第三項」を「第二十一條の三第三項」に改める。

（公共用飛行機周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第二十五條 公共用飛行機周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「身体障害者授産施設又は同法第三十一條の二に規定する」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（公共用飛行機周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十六條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで（同条第一項の規定による改正後の公共用飛行機周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令第四條第三号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害者支援施設」と、「二」を行う施設」とあるのは「行う施設又は同法附則第四十一條第一項若しくは第五十八條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同法附則第四十一條第一項に規定する身体障害者更生保護施設（同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一條に規定する身体障害者授産施設に限る。）若しくは障害者自立支援法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者授産施設（同法附則第五十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和二十五年法律第三十七号）第二十一條の八に規定する知的障害者通動寮を除く。）とする。

（著作権法施行令の一部改正）

第二十七條 著作権法施行令（昭和四十五年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第七條」を「第七條第一項」に改め、同項第二号中「身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する自立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）で、国、地方公共団体又は公益法人が設置するもの

第二條第二号中「前項第五号」を「前項第六号」に改める。

（著作権法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十八條 施行日から障害者自立支援法附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで（同条第一項の規定による改正後の著作権法施行令第二條第一項第五号中「及び同条第一項」とあるのは「同条第一項」と、「二」を行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）とあるのは「行う施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び同法附則第四十一條第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生保護施設（同法附則第三十五條の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十九條に規定する身体障害者更生施設に限る。）とする。（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十九條 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七條第四号を次のように改める。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十一條に規定する身体障害者福祉センター

第七條中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条に次の一号を加える。

九 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十二項に規定する障害者支援施設又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

〔防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法  
律施行令の一部改正に伴う経過措置〕  
第三十条 施行日から障害者自立支援法附則第一  
条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの  
間は、前条の規定による改正後の防衛施設周辺  
の生活環境の整備等に関する法律施行令第七  
条第九号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障  
害者支援施設」と、「行う施設」とあるのは「行  
う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは  
第五十八條第一項の規定によりなお従前の例に  
より運営をすることができる」とされた同法  
附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更  
生支援施設（同法附則第三十五条の規定による  
改正前の身体障害者福祉法第二十九条に規定す  
る身体障害者更生施設を除く。）若しくは障害者  
自立支援法附則第五十八條第一項に規定する知  
的障害者通称除く。）とする。

（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正）  
第三十一条 活動火山対策特別措置法施行令（昭  
和三十二年政令第二百七十四号）の一部を次の  
ように改正する。  
第四条第二号中「第七号」を「第七号第一項」  
に改め、同条第三号中「身体障害者更生支援施設  
」を「身体障害者社会参加支援施設」に改め、  
同条第四号を削り、第五号を第四号とし、第  
六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第  
七号とし、同条に次の一号を加える。  
七 障害者自立支援法（平成十七年法律第百  
二十三号）第五号第一項に規定する障害者  
福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就  
労移行支援又は就労継続支援を行う事業に  
限る。）の用に供する施設又は同条第十二項  
に規定する障害者支援施設  
（活動火山対策特別措置法施行令の一部改正に  
伴う経過措置）  
第三十二条 施行日から障害者自立支援法附則第  
一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで  
の間は、前条の規定による改正後の活動火山対  
策特別措置法施行令第四号第七号中「供する施  
設又は」とあるのは「供する施設」と、障害者  
支援施設」とあるのは「障害者支援施設又は同  
法附則第四十一条第一項、第四十八條若しくは  
第五十八條第一項の規定によりなお従前の例に  
より運営をすることができる」とされた同法

附則第四十一条第一項に規定する身体障害者更  
生支援施設、同法附則第四十八條に規定する精  
神障害者社会復帰施設若しくは同法附則第五  
十八條第一項に規定する知的障害者支援施設（同  
法附則第五十二条の規定による改正前の知的障  
害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第  
二十一條の八に規定する知的障害者通称を除  
く。）とする。  
（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行  
令の一部改正）  
第三十三条 特定空港周辺航空機騒音対策特別措  
置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）  
の一部を次のように改正する。  
第六條第一号中「第七号」を「第七号第一項」  
に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号  
とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同  
条に次の一号を加える。  
五 障害者自立支援法（平成十七年法律第百  
二十三号）第五号第十二項に規定する障害  
者支援施設又は同条第六項に規定する障害  
福祉サービス事業（同条第六項に規定する自  
立訓練、同条第十四項に規定する就労移行支援  
又は同条第十五項に規定する就労継続支援  
を行う事業に限る。）を行う施設  
（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行  
令の一部改正に伴う経過措置）  
第三十四条 施行日から障害者自立支援法附則第  
一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで  
の間は、前条の規定による改正後の特定空港周  
辺航空機騒音対策特別措置法施行令第六條第五  
号中「障害者支援施設又は」とあるのは「障害  
者支援施設」と、「行う施設」とあるのは「行  
う施設又は同法附則第四十一条第一項若しくは第  
五十八條第一項の規定によりなお従前の例によ  
り運営をすることができる」とされた同法附  
則第四十一条第一項に規定する身体障害者更  
生支援施設若しくは同法附則第五十八條第一項に  
規定する知的障害者支援施設（同法附則第五  
十二條の規定による改正前の知的障害者福祉法  
（昭和三十五年法律第三十七号）第二十一條の  
八に規定する知的障害者通称を除く。）とす  
る。  
（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改  
正）  
第三十五条 大規模地震対策特別措置法施行令  
（昭和五十三年政令第三百八十五号）の一部を  
次のように改正する。

第四條第十四号中「第七号」を「第七号第一  
項」に「身体障害者更生支援施設、精神保健及  
び精神障害者福祉」に関する法律（昭和二十五年  
法律第百二十三号）第五十条に規定する精神障  
害者社会復帰施設」を「身体障害者社会参加支  
援施設」に改め、知的障害者福祉法（昭和三十  
五年法律第三十七号）第五條に規定する知的障  
害者支援施設」を削り、「又は介護保険法」を  
「介護保険法」に改め、「介護者人保健施設」を  
「介護者人保健施設」に改め、同法附則第三  
十條第一号中「第七号」を「第七号第一項」  
に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号  
とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同  
条に次の一号を加える。  
（大規模地震対策特別措置法施行令の一部改正  
に伴う経過措置）  
第三十六條 施行日から障害者自立支援法附則第  
一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日まで  
の間は、前条の規定による改正後の大規模地震  
対策特別措置法施行令第四條第十四号中「若  
しくは同条第二十二項」とあるのは、「同条第二  
十二項」と、「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホ  
ム」若しくは同法附則第四十一条第一項、第四  
十八條若しくは第五十八條第一項の規定によりな  
お従前の例により運営をすることができること  
とされた同法附則第四十一条第一項に規定する  
身体障害者更生支援施設、同法附則第四十八條  
に規定する精神障害者社会復帰施設若しくは同  
法附則第五十八條第一項に規定する知的障害者  
支援施設」とする。  
（消費税法施行令の一部改正）  
第三十七條 消費税法施行令（昭和六十三年政令  
第三百六十号）の一部を次のように改正する。  
第十四條第七号中「療育の給付に係る医療」  
の下に「及び障害児施設医療費の支給に係る医  
療」を加え、「第二十一條の九の六」を「第二十  
一條の五」に「及び」を「並びに」に改め、同  
条中第二十号を第二十一号とし、第八号から第  
十九号までを一ずつ繰り下げ、同条第七号の  
二中「第十八條第四項」を「第十八條第二項」  
に、「施設入所等」を「障害者支援施設等」の  
入所等」に改め、「に規定する」の下に「厚生労働  
省令で定める施設への入所又は同項に規定す  
る」を加え、「委託措置」を「入院」に改め、同  
号を同条第八号とする。

第十四條の二第四項中「同号イ」を「社会福  
祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二條第  
二項第四号若しくは同法第五号（定義）に規定する  
身体障害者更生支援施設、障害者自立支援法（平  
成十七年法律第百二十三号）附則第三十五條の  
規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一  
條（身体障害者授産施設）に規定する身体障害  
者授産施設に限る。）若しくは知的障害者支援  
施設（障害者自立支援法附則第五十二條の規定に  
よる改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年  
法律第三十七号）第二十一條の七（知的障害者  
授産施設）に規定する知的障害者授産施設に限  
る。）又は社会福祉法第二條第三項第七号に規定  
する精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援  
法附則第四十六條の規定による改正前の精神保  
健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十  
五年法律第百二十三号）第五十條の二第一項第  
二号（精神障害者社会復帰施設の種類）に規定  
する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定  
する精神障害者福祉工場に限る。）を經營する事  
業において生産活動としての作業に基づき行わ  
れる資産の譲渡等及び同表第七号イに改める。  
第十四條の三第一号中「第七号イ」を「第七  
号第一項」に「同条」を「同項」に改め、同条第  
四号を次のように改める。  
四 障害者自立支援法第二十九條第一項（介  
護給付費又は訓練等給付費）又は第三十條第  
一項（特別介護給付費又は特別訓練等給  
付費）の規定に基づき独立行政法人国立重  
度知的障害者総合施設若しくは訓練等給付費  
を規定する施設において行われるこれらの規定に  
規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は  
特別介護給付費若しくは特別訓練等給付  
費の支給に係る同法第五條第五項（定義）  
に規定する施設障害福祉サービス及び知的  
障害者福祉法第十六條第一項第二号、障害  
者支援施設等（入所等の措置）の規定に  
基づき独立行政法人国立重度知的障害者総  
合施設若しくは同法第五條第五項に規定する施設にお  
いて行われる同法の更生支援

第十四條の三第五号中（昭和二十六年法律第  
四十五号）を削り、同条第六号中（平成十七年  
法律第百二十三号）を削り、「居室介護」の下に  
「、重度訪問介護」を加え、「短期入所」の下に「、共  
同生活介護」を加え、「同法附則第八條第二項  
（介護給付費等及び障害福祉サービスに関する  
経過措置）の規定により障害福祉サービス事業  
とみなされた事業」を削る。

第十四條の二第四項中「同号イ」を「社会福  
祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二條第  
二項第四号若しくは同法第五号（定義）に規定する  
身体障害者更生支援施設、障害者自立支援法（平  
成十七年法律第百二十三号）附則第三十五條の  
規定による改正前の身体障害者福祉法第三十一  
條（身体障害者授産施設）に規定する身体障害  
者授産施設に限る。）若しくは知的障害者支援  
施設（障害者自立支援法附則第五十二條の規定に  
よる改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年  
法律第三十七号）第二十一條の七（知的障害者  
授産施設）に規定する知的障害者授産施設に限  
る。）又は社会福祉法第二條第三項第七号に規定  
する精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援  
法附則第四十六條の規定による改正前の精神保  
健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十  
五年法律第百二十三号）第五十條の二第一項第  
二号（精神障害者社会復帰施設の種類）に規定  
する精神障害者授産施設及び同項第四号に規定  
する精神障害者福祉工場に限る。）を經營する事  
業において生産活動としての作業に基づき行わ  
れる資産の譲渡等及び同表第七号イに改める。  
第十四條の三第一号中「第七号イ」を「第七  
号第一項」に「同条」を「同項」に改め、同条第  
四号を次のように改める。  
四 障害者自立支援法第二十九條第一項（介  
護給付費又は訓練等給付費）又は第三十條第  
一項（特別介護給付費又は特別訓練等給  
付費）の規定に基づき独立行政法人国立重  
度知的障害者総合施設若しくは訓練等給付費  
を規定する施設において行われるこれらの規定に  
規定する介護給付費若しくは訓練等給付費又は  
特別介護給付費若しくは特別訓練等給付  
費の支給に係る同法第五條第五項（定義）  
に規定する施設障害福祉サービス及び知的  
障害者福祉法第十六條第一項第二号、障害  
者支援施設等（入所等の措置）の規定に  
基づき独立行政法人国立重度知的障害者総  
合施設若しくは同法第五條第五項に規定する施設にお  
いて行われる同法の更生支援



(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)  
 第四十六条 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。  
 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設を設置し、又は経営する民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人

第二条第四号中「第八項の短期入所又は第十六項の共同生活援助」を「同条第三項の重度訪問介護、同条第六項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助」に改め、  
 四の二 障害者自立支援法第三十八条第一項に規定する指定障害者支援施設のうち厚生労働大臣が定めるサービスを行うものを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人

四の三 障害者自立支援法第五十七条項の相談支援事業を行う施設、同条第二十一項の地域活動支援センター及び同条第二十二項の福祉ホームを設置し、又は経営する民法第三十四条の規定により設立された法人(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、前条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法施行令第二十四条中「行うものに限る。」とあるのは「行うものに限る。」又は同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされたと同条に規定する精神障害者社会復帰施設を設置し、若しくは経営する者」と、同条第四号の二中「行うもの」とあるのは「行うもの」とは同法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされたと同項に規定する身体障害者更生支援施設」と

(地方独立行政法人法施行令の一部改正)  
 第四十八条 地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第二号中「第十七条の二十四第二項第一号(第十八条第三項)を」を「第十八条第二項」に、身体障害者更生施設等を「障害者支援施設等」に、「第二十七条第二項及び第五項ただし書を」を「第二十八条第二項及び第四項ただし書」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号(入所及び更生支援の実施の委託を受ける障害者支援施設等の設置者に関する部分に限る)。  
 五 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十三条第三項及び第八十六条第一項

第十三条第三項に次の一号を加える。  
 七 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の四  
 第十三条第四項中「第二十八条」の下に「及び障害者自立支援法施行令第四十三条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。  
 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四十九条 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令(平成十七年政令第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を削り、同条第二号中「第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、同条第三項」を「第六条の二第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「身体障害者相談支援事業若しくは同条第二項に規定する者」を削り、「第三十一条の二」を「第三十一条」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、

就労移行支援、就労継続支援(主として公的賃貸住宅等の居住者に便宜を供与するもの)として国土交通省令で定めるものに限る。)、又は共同生活援助を行う事業に限る。)  
 若しくは同条第十七項に規定する相談支援事業の用に供する施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター又は同条第二十二項に規定する福祉ホーム

第二条中第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。  
 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五十条 施行日前に地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六条第六項の規定により地域住宅計画に記載された公営住宅建設事業であつて、当該公営住宅建設事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正前の地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令第二条第一号に掲げる知的障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第二号に掲げる障害児相談支援事業の用に供する施設、同条第三号に掲げる身体障害者相談支援事業の用に供する施設、同条第四号に掲げる精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム若しくは精神障害者地域生活支援センター又は同条第八号に掲げる障害者デイサービスを行う事業の用に供する施設を整備するものについては、施行日において当該地域住宅計画に記載された公営住宅建設事業であつて、当該公営住宅建設事業が施行される土地の区域において新たに前条の規定による改正後の規定による改正後の同令第二条第六号に掲げる施設を整備するものとみなす。

附 則  
 この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
 総務大臣 竹中 平蔵  
 財務大臣 谷垣 禎一  
 文部科学大臣 小坂 憲次  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 国土交通大臣 北側 一雄  
 環境大臣 小池百合子

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。  
 御 名 御 璽  
 平成十八年九月二十六日  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百二十一号  
 健康保険法施行令等の一部を改正する政令  
 内閣は、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百四十二条第二項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第九号ノ四第二項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律百十五号)第四条第二項及び国民年金法(昭和三十四年法律百四十一号)第五条の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令の一部改正)  
 第一条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。  
 第六十三條第二項中、「同項第九号、第七号及び第二十八号に掲げる権限は」を削る。  
 (船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第二項中、「同項第五号及び第六号に掲げる権限は」を削る。  
 (厚生年金保険法施行令の一部改正)

第三条 厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第一百十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第二項中、「同項第十八号、第二十号及び第二十一号に掲げる権限は」を削る。  
 (国民年金法施行令の一部改正)

第四条 国民年金法施行令(昭和三十四年政令百八十四号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第二項中、「前項第八号から第十号まで、第十四号及び第十五号に掲げる権限は」を削る。

附 則  
 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。  
 厚生労働大臣 川崎 二郎  
 内閣総理大臣 小泉純一郎